

序章 都市計画マスタープランとは

1 計画の目的・役割

都市計画マスタープランは、都市及び地域の望ましい都市像を明らかにし、都市計画として実現していくための方針を長期的な視点に立ってまとめたものです。

また、都市計画道路や公園など、ハード面の整備計画や、用途地域や地区計画などの規制・誘導の手法に加え、実現に向けた市民参加の方向性などを描くものであり、市民参加型のまちづくりを誘導していくための方向性を示すものです。

計画の役割

- 実現すべき具体的なまちの将来像を示します
- 個別の都市計画を決定・変更する際の根拠となります
- 住民と行政の協働によるまちづくりの一步となります

2 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市が策定する「安中市総合計画」や、群馬県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すとともに、市の分野別計画とも整合を図り策定します。

また、用途地域をはじめとした個別の都市計画を決定・変更していく際の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

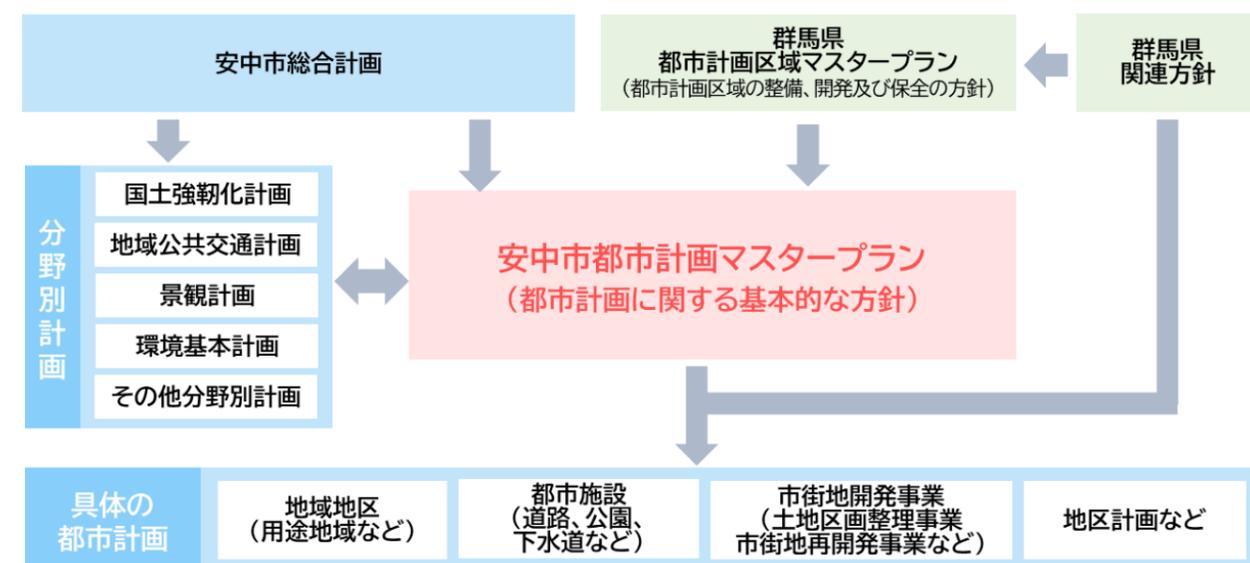


図 都市計画マスタープランの位置づけ

3 計画の目標年次

概ね20年後の令和27（2045）年を目標年次とします。

4 計画の構成

序章

都市計画マスタープランとは

目的や役割など、都市計画の概略を知ることによって、都市計画マスタープランへの理解を深めます。

第1章

安中市の現状・課題とまちづくりの方向性

市の統計データや住民の意向から安中市の現状と課題を把握し、将来のまちづくりの方向性を示します。

- 安中市の現状
- 社会・経済情勢
- 市民意向調査
- まちづくりの課題
- まちづくりの方向性

第2章

全体構想

安中市全体の将来のあるべき姿を示します。

- 将来都市像
- まちづくりの基本理念
- 将来都市構造

第3章

分野別方針

将来のあるべき姿を実現するために、都市を構成する6つの分野から、基本的な方針を示します。

- コンパクト・プラス・ネットワークの形成
- 土地利用
- 都市交通
- 都市環境
- 都市防災
- 都市景観

第4章

地域別構想

安中市を構成する3つの地域ごとに、地域特性に配慮したきめ細かな構想を示します。

- 安中東地域
- 安中西地域
- 松井田地域

第5章

実現化方策

全体構想や分野別方針、地域別方針を踏まえ、まちづくりを推進するための考え方や方策・方法を示します。

第1章 安中市の現状・課題とまちづくりの方向性

《安中市の現状》

○ 安中市の現状

- 自然的条件
- 歴史的条件
- 社会的条件
 - ・人口・世帯等の動向
 - ・将来人口
 - ・産業の動向等
 - ・土地利用
 - ・都市交通
 - ・生活環境
 - ・文化財・観光交流資源の状況
 - ・災害状況

○ 社会・経済情勢の変化

- コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」
- 国土強靱化
- 復興まちづくりのための事前準備
- 持続可能な開発目標（SDGs）
- カーボンニュートラル
- 太陽光パネルによる景観阻害

○ まちづくりに係る市民の意向

《安中市の課題》

○ 土地利用

- ☑ 都市機能の適切な誘導
- ☑ 市街地における適切な土地利用の誘導
- ☑ 適切な土地利用のコントロールと住環境の保全
- ☑ 観光機能の強化

○ 都市環境

- ☑ 豊かな水・みどりの自然環境を活かしたまちづくり
- ☑ 良好な住環境の維持・向上
- ☑ 地球環境に配慮したゼロカーボンシティへの取組

○ 都市交通

- ☑ 交通ネットワークの形成
- ☑ 誰もが利用しやすい公共交通の充実

○ 都市防災

- ☑ 災害に強いまちづくりの推進

○ 景観

- ☑ 雄大な自然環境と歴史・文化の継承

《まちづくりの方向性》

改定計画では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進し、都市機能や生活機能が集積した拠点を形成するとともに、各拠点を公共交通で有機的に結ぶことで、日常生活の利便性が向上した、効率的で持続可能なまちの形成を図ります。

また、ゼロカーボンシティ実現への取組や水・みどりの利活用を推進することで、本市が有する豊かな自然環境を後世に継承しつつ、自然災害に対しては、災害リスクの高い地区では防災・減災対策を講じたうえでの住居の誘導や都市基盤の強靱化、復興まちづくりの事前準備など、より安全で快適な市民生活を確保し、自然環境と共生したまちの形成を図ります。

これらの社会情勢や地域特性、まちに求められる機能など、幅広い視点で考慮し、20年後の安中市が豊かで持続可能な都市を形成するために、都市計画マスタープランを改定します。

第2章 全体構想

1 将来都市構造

第3次安中市総合計画や市民の皆さんの声（市民意向調査・意見交換会等）、これまでの都市の成り立ちとこれからの都市の変化などを踏まえ、まちづくりの将来像を以下のように定めます。

つなぎ 紡ぐ 人とまち
魅力あふれる自然と 歴史重ねるまち あんなか

人と人がつながる。人とまちがつながる。そして地域と地域がつながり、10年、20年先も住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

また、コンパクト・プラス・ネットワークや持続可能なまちづくりの実現を目指し、新たなまちの拠点整備やそれらをつなぐ西毛広域幹線道路等のネットワークの整備を進めます。そして、今ある魅力的な自然・歴史景観、文化財などを後世に継承するとともに、新たな歴史を紡いで新しいあんなかをつくっていくために、この将来都市像を掲げます。

2 まちづくりの基本目標

将来都市像である「つなぎ 紡ぐ 人とまち 魅力あふれる自然と 歴史重ねるまち あんなか」を実現するために、より具体的な5つの基本目標を定めます。

魅力を高め 多様な人が活動し いきいきと交流するまち

多様な移動手段が確保され 誰もが心地よく生活できるまち

未来を拓く より暮らしやすく新しいまち

誰もが安全で安心し、心豊かに暮らし続けられるまち

歴史・文化を継承し 自然とともに生きるまち

3 将来都市構造

《土地利用の構成》

■市街地エリア：

- ✓ 国道18号、JR信越本線などの東西方向の広域交通に沿った既存市街地その縁辺部、また整備が進められている西毛広域幹線道路の沿道一部を、基盤整備を効果的に進める「市街地エリア」とします。
- ✓ 「市街地エリア」では、安中東地域、安中西地域、松井田地域、それぞれ3つの“まちなま”ごとに、コンパクトな市街地の形成を図ります。

■田園・集落エリア：

- ✓ 市街地エリアと山林自然環境エリアの間に広がる河川沿いの農地、里山とそれに介在する集落地の区域を「田園・集落エリア」とします。
- ✓ 自然環境・農業生産環境との調和を図りつつ、集落地の生活環境の改善整備を進め、地域コミュニティの活力の維持増進を図ります。

■山林自然環境エリア：

- ✓ 市域西部の自然公園地域、森林地域を「山林自然環境エリア」とします。
- ✓ 自然公園法、森林法に基づく自然環境の保全と、広域観光交流や環境学習の場としての活用を図ります。
- ✓ 農地・山林とそれに介在する集落地については、周辺の山林自然環境との調和を図りつつ、生活道路の整備などによる集落地の生活環境の改善と、山林・農地の管理・活用による荒廃の防止を進め、コミュニティの活力の維持増進を図ります。

《都市の拠点とゾーンの構成》

都市拠点（安中市役所・安中駅周辺）

- ✓ 生活サービス機能や公共施設などの高次の都市機能が集積するとともに、都市の交通が集中する市の中心的な拠点

地域拠点（松井田仲町交差点・西松井田駅周辺）

- ✓ 生活サービス機能や公共施設などの都市機能が集積し、交通結節機能を有する、都市拠点の機能を補完する地域の拠点

生活拠点（原市交差点・磯部駅周辺地区、横川駅周辺地区、安中榛名駅周辺地区）

- ✓ 主に生活サービス機能が集積した、地域の生活を支えるための拠点

産業振興ゾーン（一団の大規模産業用地、工業団地）

- ✓ 市の産業を支え、地域の身近な職場としての通勤や広域的な物流のための交通の強化を図るゾーン。

広域観光交流ゾーン（市内の主要な地域資源周辺）

- ✓ 地域の資源や歴史・文化など適切に保全しつつ、広域観光を促進するための環境や機能を計画的に整えるゾーン。

《都市軸・地域軸の構成》

■都市軸

○東西幹線軸(国道18号沿道・旧中山道沿道・JR信越本線沿線)

- ✓ 歴史的にも都市の背骨であり、周辺市と市内の4拠点を繋ぐだけでなく、都市機能の連担集積も図る骨格的な軸

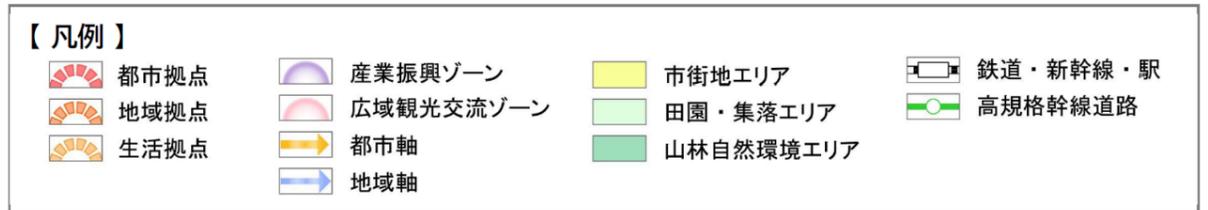
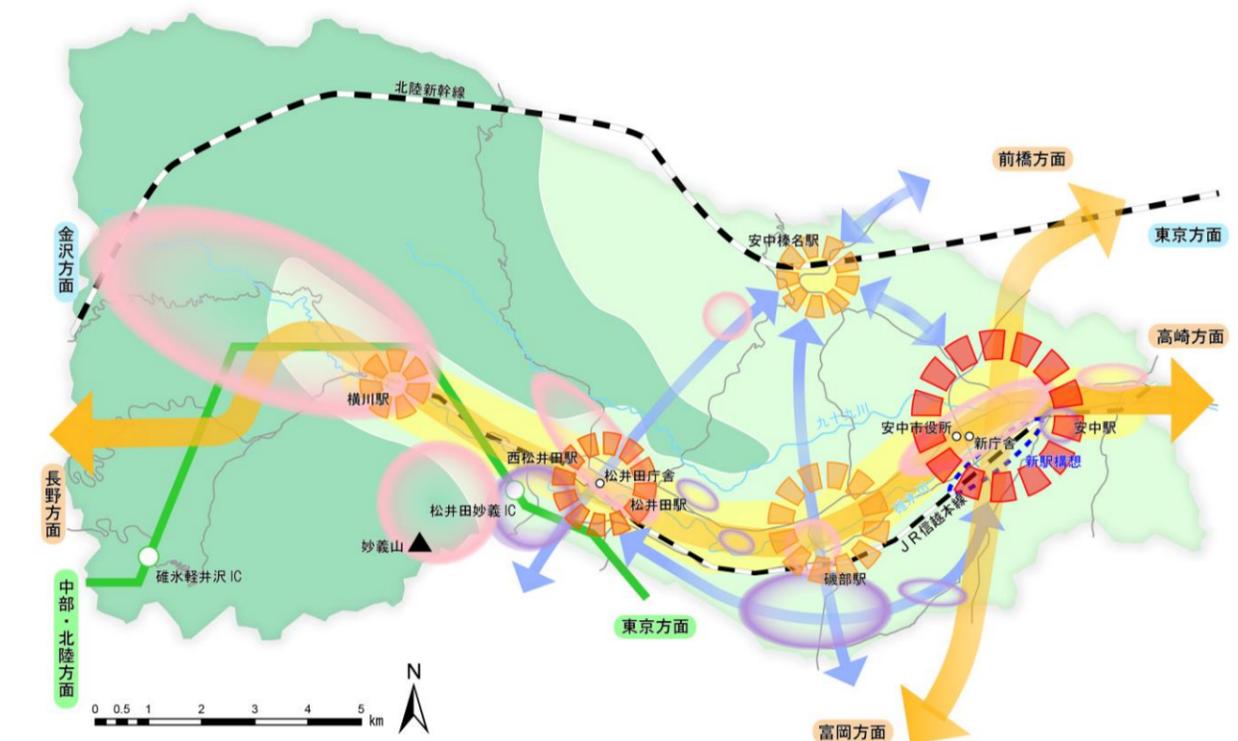
○西毛広域軸(西毛広域幹線道路沿道(都市計画道路3・6・10南北中央幹線))

- ✓ 西毛広域幹線道路の整備により、前橋方面と富岡方面をつなぎ新たな交流を育むとともに、沿道では住環境や景観に配慮した適切な土地利用を図る軸

■地域軸

- ✓ 都市軸を補完する軸として、周辺市や市内の各拠点と市街地を結び、人・モノの円滑な移動を担う、地域生活を支える軸

◆将来都市構造図



第3章 分野別方針

1 分野別基本方針について

分野別基本方針は、全体構想で掲げた将来都市像、まちづくりの基本目標及び将来都市構造の実現に向けて、市全体の観点からのまちづくりを計画的に進めていくための、各分野の施策や取組に関する基本的な考え方を示したものです。

具体的には、持続可能なまちの実現に向けた拠点整備や軸形成の基本的な考え方となる「コンパクト・プラス・ネットワーク」の基本方針を大前提とした上で、土地利用、都市交通、都市環境、都市防災及び都市景観の各分野における施策や取組の基本的な考え方を、都市計画の視点から整理しています。

全体構想

- 将来都市像
- まちづくりの基本目標
- 将来都市構造

分野別基本方針

2 コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針

- 都市拠点整備の基本方針
- 都市軸形成の基本方針
- 地域拠点整備の基本方針
- 地域軸形成の基本方針
- 生活拠点整備の基本方針
- その他市街地における基本方針

3 土地利用の基本方針

- 都市計画区域内の土地利用の基本方針
- 都市計画区域外の土地利用の基本方針

4 都市交通の基本方針

- 公共交通体系の基本方針
- 道路交通体系の基本方針
- その他の交通施設の基本方針

5 都市環境の基本方針

- 水・緑の環境整備とネットワーク化の基本方針
- 良好な住環境創出の基本方針
- 環境との調和・共生の基本方針
- 上下水道整備等の基本方針

6 都市防災の基本方針

- 防災施設整備等の基本方針
- 減災・防災意識啓発に関する基本方針

7 都市景観の基本方針

- まちなみ・沿道景観形成の基本方針
- 自然・歴史的景観形成の基本方針
- 眺望景観形成の基本方針

2 コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針

<基本的な考え方>

■拠点整備等の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安全・安心で利便性が高く、居心地が良く歩きたくなる市街地環境を形成するため、周辺農地との調和に配慮しながら、都市拠点、地域拠点及び生活拠点における生活利便施設等の都市機能の適切な立地誘導を図ります。

各拠点においては、道路等の都市基盤施設に加え、安全・安心な市街地環境を創出するためのユニバーサルデザイン化やバリアフリー化を推進するとともに、移住・住み替えの受け皿としての空き家等の利活用や、災害リスクの低減・回避により安全性を確保します。

また、都市活力の維持・向上を図るための産業基盤整備や、その他市街地における良好な市街地環境整備を進めます。

■軸形成の基本的な考え方

少子高齢化や人口減少の進行に対応したコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造を確立し、安全・安心で利便性の高い交通環境を形成するため、J R北陸新幹線及びJ R信越本線の維持を図るとともに、幹線道路の整備及び維持管理を進めます。

また、市全体を網羅する交通機能を確保するため、幹線道路と生活道路のネットワーク化を推進するとともに、幹線道路においては、適切な沿道土地利用を推進します。

さらに、幹線道路と生活道路のネットワークを活かし、過度に自家用車に依存しなくても移動することができる公共交通ネットワークの形成を図ります。

<方針の構成>

2-1 都市拠点整備の基本方針

- 安中市役所・安中駅周辺

2-2 地域拠点整備の基本方針

- 松井田仲町交差点・西松井田駅周辺

2-3 生活拠点整備の基本方針

- 原市交差点・磯部駅周辺
- 横川駅周辺
- 安中榛名駅周辺

2-4 その他市街地における基本方針

- その他市街地

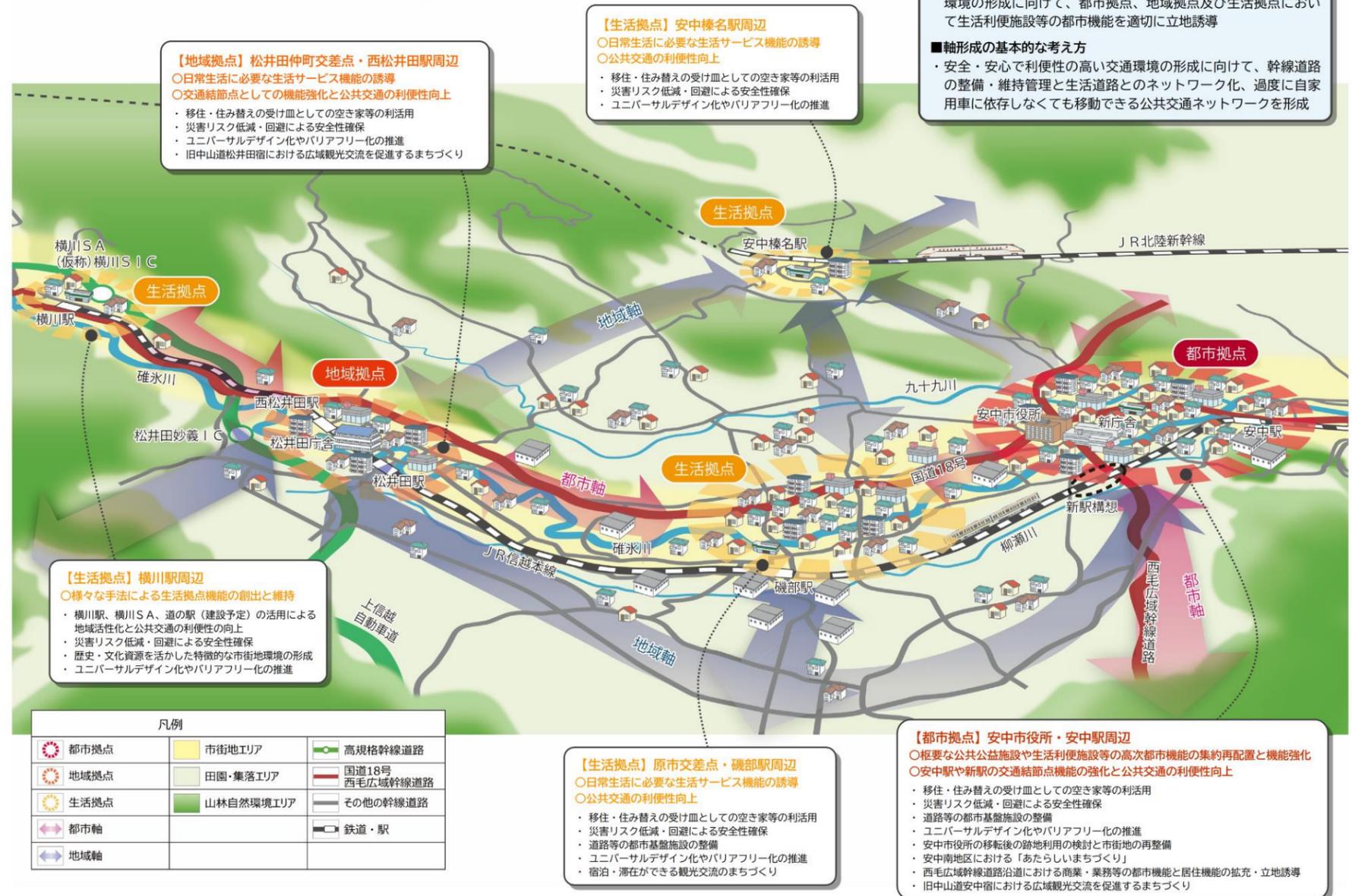
2-5 都市軸形成の基本方針

- 東西幹線軸
- 西毛広域軸

2-6 地域軸形成の基本方針

- 地域軸

コンパクト・プラス・ネットワーク形成の基本方針図



3 土地利用の基本方針

<基本的な考え方>

■土地利用の基本的な考え方

本市では、良好な市街地環境の維持・創出と緑豊かな自然環境や良好な営農環境の保全を図るため、都市計画法に基づく土地利用制度の維持・指定に取り組みます。

市街地においては、用途地域等により住宅地、商業地及び工業地の土地利用の整序を適切に行いつつ、「安中市立地適正化計画」に基づく都市機能及び居住の誘導と、低未利用地の効果的な利活用を進めます。また、地区計画等の地区レベルのきめ細かなまちづくりの推進などにより、地区の特性に応じた秩序ある土地利用の実現と良好な市街地環境の維持・創出を図ります。

市街地の外側に広がる田園や既存集落地等においては、自然環境や営農環境と調和した住環境の保全と無秩序な宅地開発の抑制を図るため、地域の特性や実状に合った特定用途制限地域等の指定に取り組みます。また、JR信越本線の新駅構想周辺など市街地の隣接地においては、自然環境や営農環境との調和を前提として、新たな土地利用の可能性について検討を進めます。

<方針の構成>

3-1 都市計画区域内の土地利用の基本方針

(1) 都市的土地利用の基本方針

- ①低層住宅地
- ②中低層住宅地
- ③複合市街地
- ④拠点商業業務地
- ⑤近隣商業地
- ⑥観光商業地
- ⑦沿道サービス業務地
- ⑧工業・流通業務地

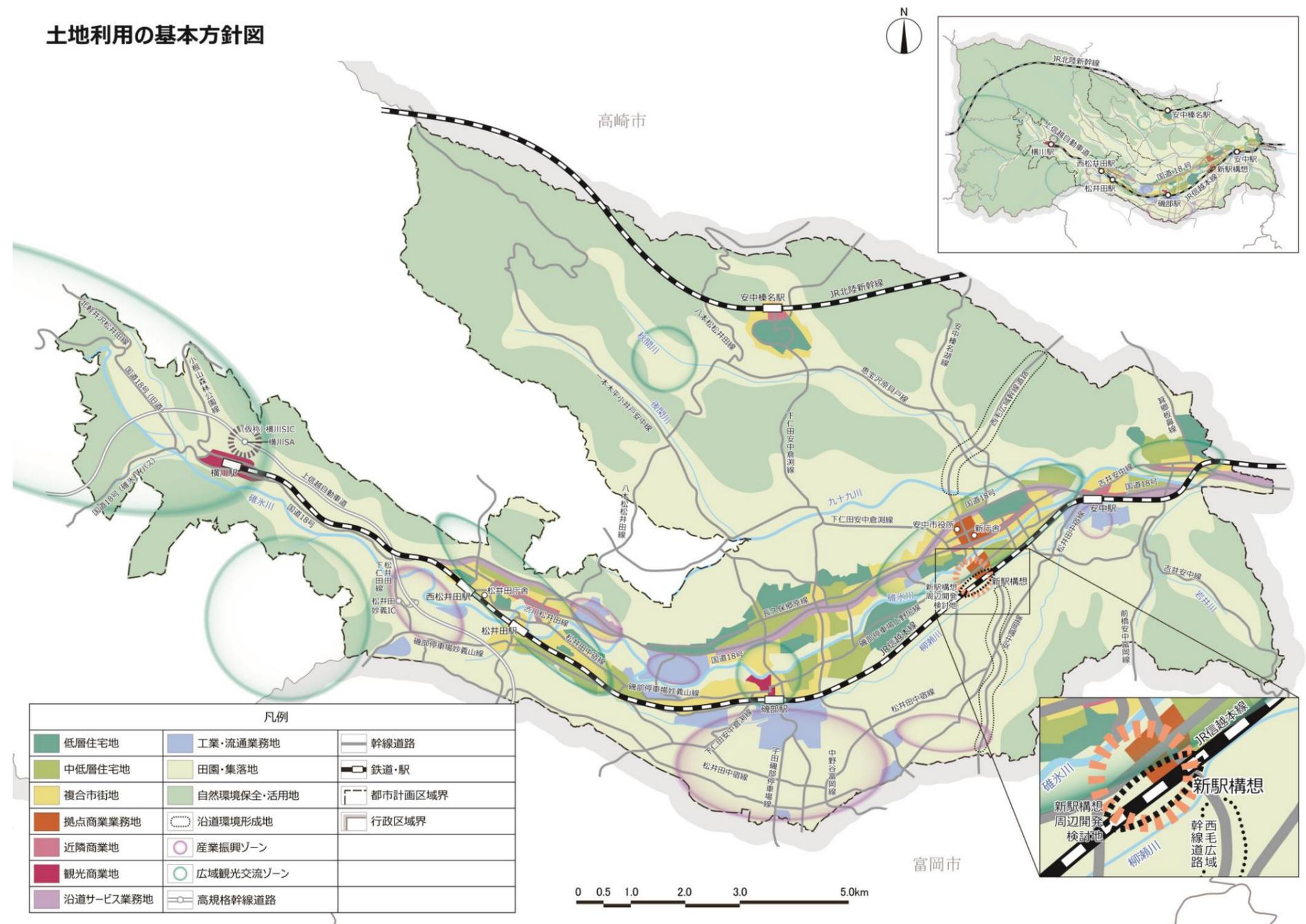
(2) 自然的土地利用の基本方針

- ①新駅構想周辺開発検討地
- ②沿道環境形成地
- ③田園・集落地
- ④自然環境保全・活用地

3-2 都市計画区域外の土地利用の基本方針

- ①田園・集落地
- ②自然環境保全・活用地

土地利用の基本方針図



4 都市交通の基本方針

<基本的な考え方>

■都市交通の基本的な考え方

本市では、道路や鉄道などの既存の交通基盤を有効に活用しながら、過度に自家用車に依存しなくても移動できる都市交通体系を整備します。

誰もが安全・安心・快適に利用できる持続可能な公共交通体系を創出するため、「安中市地域公共交通計画」に基づき、鉄道・路線バス・タクシーなどの公共交通サービスとカーシェア、ライドシェアなどの有機的な連携を図るとともに、利用環境の向上を図ります。また、MaaSなど、将来を見据えた新たな公共交通サービスの導入を進めます。

生活や交流など、様々な都市活動を支える道路については、道路の段階構成に応じた交通機能確保のほか、産業振興、防災対策、快適な生活空間の創出など、道路の多面的な機能が発揮されるよう計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。

都市計画道路については、道路の必要性及び妥当性を再検証し、必要に応じて都市計画を見直すなど持続可能なまちづくりの推進を図ります。

<方針の構成>

4-1 公共交通体系の基本方針

- (1) 鉄道
 - ① J R信越本線の利便性・快適性の向上と交通結節機能の強化
 - ② 交通需要に応じた鉄道運行、旅客輸送の充実
- (2) 路線バス
 - ① 交通需要に応じたバス運行の充実とネットワーク化
 - ② 路線バス交通の利便性・快適性の向上とユニバーサルデザインの導入
- (3) タクシー
 - ① タクシーの利便性の向上
- (4) 新たな公共交通施策
 - ① 新たな公共交通施策の導入推進

4-2 道路交通体系の基本体系

- (1) 高規格幹線道路
 - ① 上信越自動車道の維持管理とスマートICの設置検討
- (2) 主要幹線道路
 - ① 国道18号の改良整備
 - ② 西毛広域幹線道路の整備
- (3) 幹線道路
 - ① 南北方向の幹線道路の整備と機能の拡充
 - ② 東西方向の幹線道路の整備と機能の拡充
 - ③ 旧中山道を活用した観光交流の促進

(4) 補助幹線道路

- ① 補助幹線道路の改良整備
- ② 旧中山道の快適性・安全性の向上
- ③ 新駅設置の推進に伴う新たな補助幹線道路の整備

4-3 その他の交通施設の基本方針

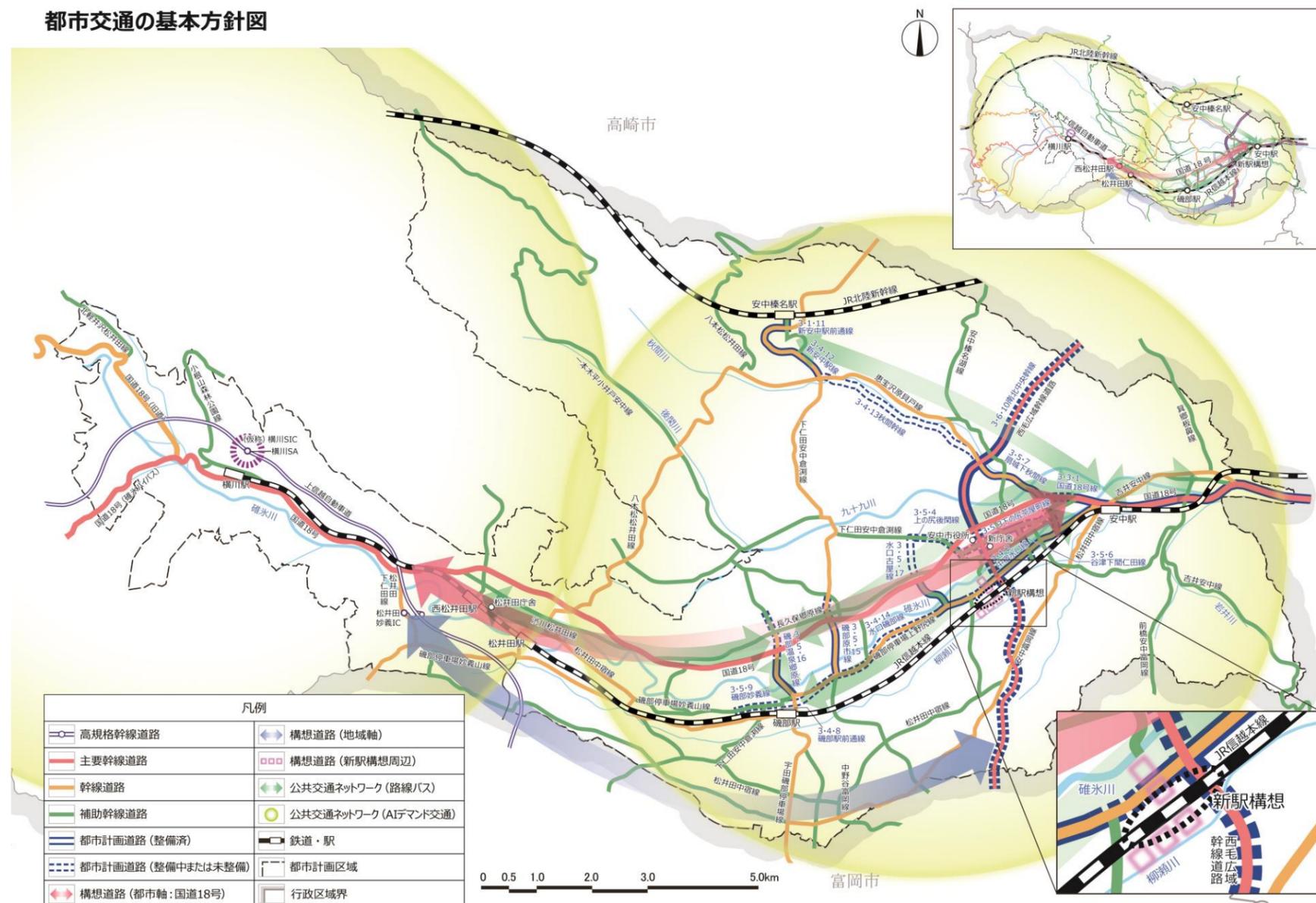
(1) 駅前広場

- ① 駅前広場の維持及び整備

(2) 自転車・歩行者空間

- ① 歩行者道及び自転車道の整備と維持管理、ネットワーク化

都市交通の基本方針図



5 都市環境の基本方針

<基本的な考え方>

■ 都市環境の基本的な考え方

本市では、妙義山や崇台山、碓氷湖などの湖、碓氷川や九十九川など、豊かな水・緑の自然の保全と有効活用を図り、自然と調和・共生した都市環境の維持と創出を図ります。

市民や地域住民の憩いの場・交流の場となる公園については、機能・役割に応じた計画的な整備を図るとともに、適切な維持管理による施設の長寿命化を推進します。

また、安全・安心な生活環境の創出を図るため、空き家の発生予防や利活用等の対策、また環境施設の整備・充実を図ります。

市民・事業者・行政の協働によって、過度に自家用車に依存しないで生活できる都市づくりに取り組むほか、公共施設等の緑化を図ることによって、二酸化炭素等温室効果ガスの削減を図り、地球にやさしい脱炭素の都市の形成を推進します。

<方針の構成>

5-1 水・緑の環境整備とネットワーク化の基本方針

- (1) 安中市の骨格をなす特徴的な自然環境・農業環境
 - ①山林自然環境、河川水環境の保全
 - ②広域観光交流ゾーンの良好で特色ある自然環境の保全、整序
 - ③自然環境や農業生産環境の体験・学習の場としての活用・整備
 - ④市街地近傍の身近な自然環境の保全
- (2) 都市公園・緑地等
 - ①生活に身近な公園・緑地
 - ②その他の公園・緑地等
- (3) 河川・水辺空間
 - ①河川の改修整備による治水対策の推進
 - ②生活に身近な河川等の親水空間としての利活用

(4) 水と緑のネットワーク

- ①生活に身近な水・緑のネットワークの形成

5-2 良好な住環境創出の基本方針

- (1) 空き家対策
 - ①空き家の適正管理と利活用
- (2) 公営住宅の維持管理
 - ①公営住宅の適正な維持管理・長寿命化
- (3) 安全・快適・衛生的な住環境の創出
 - ①都市緑化の推進
 - ②廃棄物処理施設の適正な維持管理
 - ③ごみ処理や都市美化の促進、廃棄物等の不法投棄対策

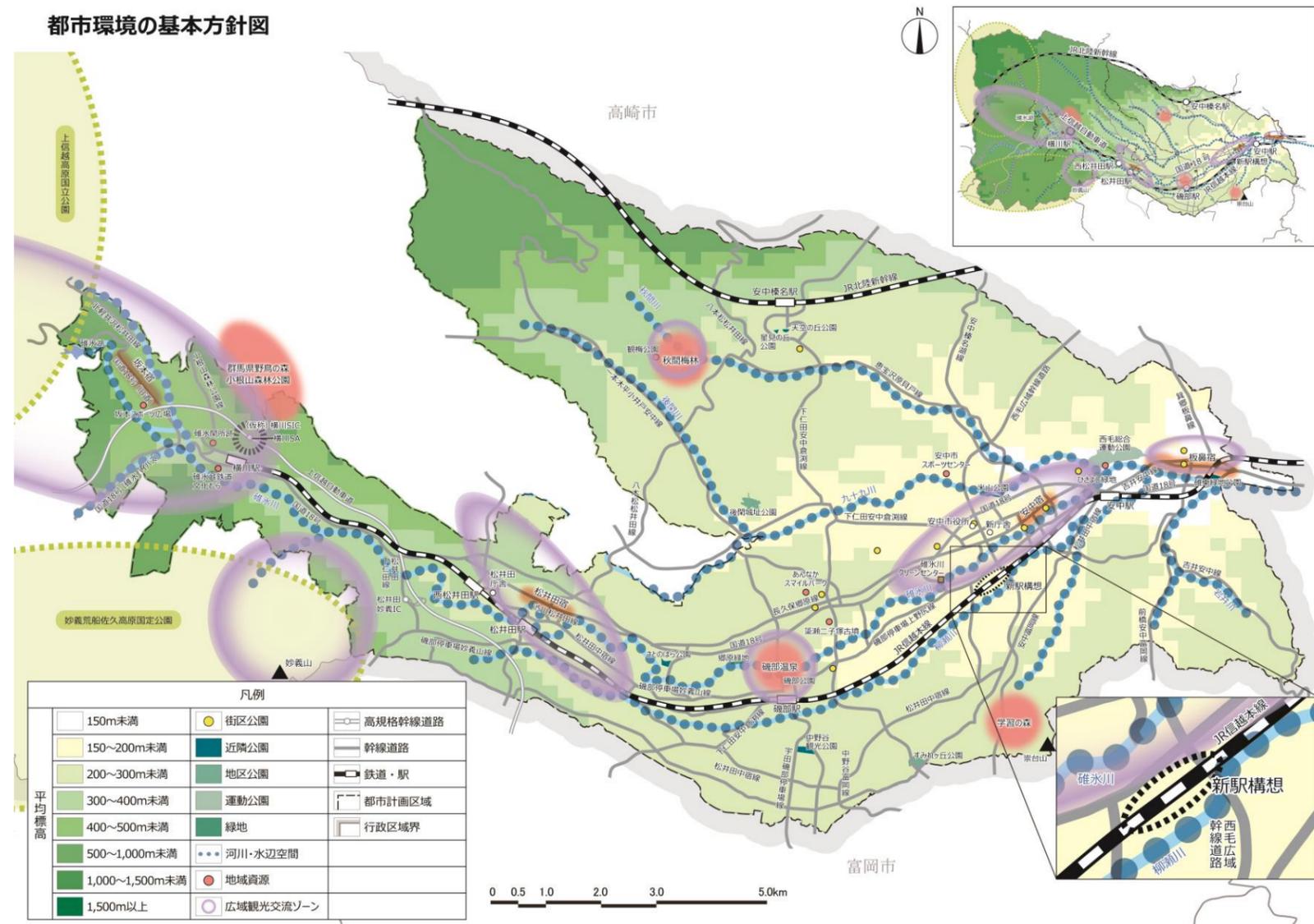
5-3 環境との調和・共生の基本方針

- (1) 資源循環型社会の形成
 - ①環境に配慮した資源循環型都市の形成
- (2) 脱炭素化の促進
 - ①脱炭素型都市の形成

5-4 上下水道整備等の基本方針

- (1) 上水道整備の方針
 - ①浄水施設等の適正な維持管理
 - ②新たな水需要への対応
- (2) 下水道整備の方針
 - ①公共下水道事業の推進
 - ②多様な汚水処理方策の推進

都市環境の基本方針図



6 都市防災の基本方針

<基本的な考え方>

■ 都市防災の基本的な考え方

本市では、かけがえのない市民の生命と財産を守るため、防災と減災の観点から災害に強い都市づくりを進めます。そのため、「安中市地域防災計画」との連携により都市の防災性を高めるとともに、「安中市国土強靱化地域計画」とも連携し、起きてはならない最悪の事態を想定した減災対策を進めます。

また、大規模自然災害により甚大な被害が発生した場合において、被災直後から早期に復興まちづくりを進められるよう、防災・減災対策と併せて、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく「復興事前準備」の取組を推進します。

<方針の構成>

6-1 防災施設整備等の基本方針

(1) 地震に対する備え

- ①市街地やインフラ等の耐震化の促進
- ②防災施設の維持と機能拡充
- ③身近な避難場所の確保
- ④広域避難者の受入れ

(2) 風水害・雪害に対する備え

- ①砂防・治山等対策の推進
- ②治水対策の推進
- ③雪害対策の推進
- ④避難場所と避難経路の確保

(3) 火災に対する備え

- ①市街地の耐火性能の向上
- ②消防水利の拡充整備

(4) 火山災害に対する備え

- ①避難所の整備
- ②避難路の整備

6-2 減災・防災意識啓発に関する基本方針

(1) 減災・防災意識の啓発

- ①地域における防災意識の啓発と防災機能の拡充

(2) 復興事前準備の取組

- ①復興事前準備の取組推進

都市防災の基本方針図

